

1. 資料説明

- それでは、熱海市が情報公開条例に基づき開示する文書の概要をご説明致します。
- まずは、資料についてですが、これまでの主な経緯を時系列にまとめた形で配布させていただいております。

【1 ページ目】

- まず場所につきましてご説明致します。配布資料 1 ページ目に記載されている地図の中で、「①土砂の盛土」と記載された箇所が、A社によって土砂の盛土が行われた地区です。この地区を「赤井谷地区」と整理します。
- そして、同地図上で「②太陽光発電施設」地区、「③緊急伐採」地区及び「⑦土砂投棄」地区という記載がございますが、これらの地区を総称して「赤井谷地区の隣接地域」と整理します。いわゆる第二盛土と言われている地域です。

【2 ページ目】

- 関係者一覧についてご説明致します。
- A社は、前土地所有者です。これは、A社が①を含む、この辺り一帯の土地、約35万坪を2011年（平成23年）2月25日に他者へ所有権移転していることから、前所有者をA社、現在の所有者をC者と整理しております。
- B社は、盛土造成部実行行為者としています。一言で表現すると、本件盛土の施工者です。D社は県土採取等規制条例に基づく当初からの現場責任者です。E社は、第1回変更届からの現場責任者です。なお、2011年（平成23年）7月12日以降はA社役員に引

き継いでいます。F者はAとCの土地取引を仲介した不動産業者です。K者は現土地所有者の代理人で熱海市との窓口となっていた者です。

2. 内容説明

【3 ページ目】

- 一番左からエリア番号、日付、中央に内容、そして、一番右に内容に紐づく引用文書番号を記載しております。
- まずは①の赤井谷地区の概要についてご説明致します。
- 経緯に関する記載内容は沢山ございますが、赤井谷地区の各文書をその作成時期に着目して分類すると、3段階に分類されます。

=====

- ①A社が、2006年(平成18年)9月21日に赤井谷地区を含む約35万坪の土地を取得し、その後、2011年(平成23年)3月頃までの間に崩落エリアにおいて行った樹木の伐採、盛土等の工事に関し、静岡県及び熱海市が、A社に対し繰り返し行政指導を行っていた時期
- ②次に、A社が、2011年(平成23年)2月25日に35万坪の土地をCに譲渡したため、熱海市は、A社が、静岡県土採取等規制条例に基づく行政指導等に応じない可能性が高まったと判断し、静岡県と協議の上、同年3月から同年10月頃までの間、静岡県土採取等条例に基づくA社に対する措置命令等の行政処分の発動を検討していた時期
- ③そして、2011年(平成23年)10月以降、静岡県及び熱海市が、Cに対し、引き続き赤井谷地区からの土砂流出防止のための工事を行うよう要請するとともに、赤井谷地区の周辺地域において、静岡県がCによる産業廃棄物の投棄等に関する行政指導を行っていた時期。

=====

これから、この各段階に沿って事実関係の概要についてご説明してまいります。

【赤井谷地区関連の各文書について】

(1) 2006年（平成18年）9月から2011年（平成23年）3月頃までの間の熱海市の対応

- まずは第一段階の2006年（平成18年）9月から2011年（平成23年）3月頃までの間の熱海市の対応についてご説明いたします。

【3 ページ目】

- A社は、2006年（平成18年）9月21日に35万坪の土地を取得後、2007年（平成19年）3月9日、熱海市に対し、静岡県土採取等規制条例に基づく届出を行い、熱海市は、翌月4月9日に災害防止等の付帯条件を付してこれを受理しました。
- A社の届出内容は、その施工面積が0.9446haであり、1ha未満であったため、熱海市において、静岡県事務処理の特例に関する条例に基づき、上記届出を受理することとしたものです。
- しかし、2007年（平成19年）4月27日、熱海市は、A社の樹木の伐採による改変面積が、森林法上、静岡県の許可を要する1haを超えていることが確認されたため、許可権者である静岡県（県東部農林事務所）にその事実を通報し、同事務所による現地調査の結果、上記事実が確認されました。

【4 ページ目】

- そこで、静岡県は、A社に対し、工事の中止及び本件地区の改変面積を1ha未満とする復旧工事を行うよう指導し、A社において、復旧工事等を実施しました。これが2008年（平成20年）7月28日です。

【5 ページ目】

- もともと、2009年（平成21年）11月、熱海市が、A社に対し、
改変面積の範囲を確認するよう求めたところ、A社は、復旧工事完了後であるにもかかわらず、赤井谷地区の改変面積が1haを超えている旨の求積図を熱海市に提出しました。
- 熱海市は、上記経緯を踏まえ、静岡県と協議しつつ、その後も繰り返し本件地区の現地調査を実施し、A社に対し、A社の本件開発工事にかかる防災対策上の問題点を指摘するとともに、その是正を求める行政指導を行いました。
- これに対し、A社は、熱海市に、2009年（平成21年）12月10日に「土の採取等変更届」を提出しました。内容は、工期を2010年（平成22年）4月までとするとともに、赤井谷地区に実施する防災対策工事の工法を変更するというものでした。
- その後、A社は、熱海市に、2010年（平成22年）3月23日に「土の採取等変更届」を提出しました。内容は、工期を同年7月まで延長するというものでした。
- なお、2010年（平成22年）8月31日、A社が、赤井谷地区の盛土部分に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に該当する混廃材の投棄を行ったことが判明しました。
- そのため、熱海市は、同年9月から10月にかけて、A社に対し、土砂及び廃材の搬入を中止するよう要請しましたが、A社は、同年11月、熱海市との協議には応じたものの、その後も赤井谷地区の防災対策工事を実施しませんでした。
- ここまでが冒頭で大きく分類した3つの段階のうちの、第1の段

階に関するご説明になります。

(2) 2011年(平成23年)3月から同年10月頃までの熱海市の対応

- 次に、2011年(平成23)年3月から同年10月頃までの熱海市の対応についてご説明致します。
- 再度この時期の概要についてお話ししますと、「A社が、2011年(平成23年)2月25日に土地をCに譲渡したため、熱海市は、A社が、静岡県土採取等規制条例に基づく行政指導等に応じない可能性がより高まったと判断し、静岡県と協議の上、同年3月頃から同年10月頃までの間、同条例に基づく措置命令の発動を視野にA社及びCに要請を行っていた」段階となります。

【7ページ目】

- 2011年(平成23年)2月25日にA社からCに土地の所有権が譲渡されました。
- 翌月の3月25日に、A社に対し、赤井谷地区の防災工事の実施等に関し、直ちに、熱海市との協議に応じるよう要請する文書を送付しました。
- しかし、当時、上記文書をA社の登記簿上の本店に送付しても、A社から回答がなかったため、熱海市は、2011年(平成23年)4月27日、「1. 土採取等事業の現況(搬入した土量、搬入元、実施時期等の記載) 2. 現況に至った経緯 3. 今後行う具体的な安全対策と実施日程」を文書で熱海市に報告するよう求めるとともに、「報告の提出がされるまでの間については、届出箇所内での土砂の搬入等の行為を中止されますよう、合わせて要請いたします。」等と記載した文書を送付しました。
- これにもかかわらず、A社は、上記要請文書に対する回答すら行わなかったため、2011年(平成23年)5月19日、静岡県担当者同

席の下、A社代理人及び現土地所有者C代理人K等に対し、再度、同年5月31日を期限として、要請文書に対する回答を求めましたが、A社からは上記期限までに回答はありませんでした。

- そこで、熱海市は、同年6月2日、静岡県と協議の上、熱海市は、①赤井谷地区への土砂搬入の禁止(停止命令を含む。)、②赤井谷地区の防災措置計画の策定と熱海市への提出及び③熱海市による上記防災措置計画の承認を経て、同計画を実施することを内容とする静岡県土採取等条例第6条に基づくA社に対する措置命令の発出を視野に入れた意思決定を行いました。
- なお、熱海市は、措置命令の発動を視野に入れた段階で、行政代執行の可否も検討していましたが、後程申し上げますが、A社が、赤井谷地区への土砂搬入を中止し、一定の防災措置も講じたことなどから、本件について行政代執行を行わないこととしたものです。

【8 ページ目】

- その後、熱海市は、同年7月、A社関係者に対し、A社側が熱海市の是正指導に応じない場合、今後、所要の手続を経てA社に対し措置命令を発出する旨を告知しました。
- これに対し、A社は、それまでに赤井谷地区への土砂搬入を中止するとともに、同年7月、赤井谷地区の現場において、A社関係者が、熱海市関係者と具体的な防災措置に関する協議を行い、赤井谷地区に、①沈砂池対策、②土砂流出防止対策及び排水対策、③法面崩壊対策を実施することを言明しました。
- また、A社は、同年7月、熱海市の要請を受けて、熱海市に対し、静岡県土採取等規制条例の届出書記載の工期を平成23年(2011年)8月までとするとともに、同届出書記載の責任者をA社関係会

社から A 社に変更する旨の「変更届」を提出し、熱海市は 7 月 19 日に上記「変更届」を受理しました。

- そして、同年 7 月、A 社関係会社の D 社が本件地区に重機を搬入し、本件届出地（赤井谷地区）の法面整形工事及び排水処理（浸透防止を含む。）のための排水路と沈砂池の築造の工事等を同年 8 月末頃までかけて実施するとともに、D 社は、上記工事の完了後、熱海市に対し、上記工事の作業内容を撮影した写真を送付しました。
- その後、熱海市は、D 社による防災工事によって赤井谷地区の地盤の安定化がどの程度図られたかについて、確認作業を実施するとともに、A 社に対し、法面成形工事等の追加工事を要請して、D 社が実施しました。熱海市は、同年 11 月頃、おおむね、赤井谷地区の地盤の安定化が図られたと判断し、引き続き、A 社に対し、赤井谷地区にかかる安全対策を講じさせることを前提に、A 社に対する措置命令の発動を見合わせることにしました。
- ここまでの冒頭で大きく分類した 3 つの段階のうちの、第 2 の段階に関するご説明になります。

(3) 2011年(平成23年)10月以降の熱海市の対応

- 次に、2011年(平成23年)10月以降の熱海市の対応についてご説明致します。
- 再度この時期の概要についてお話ししますと、この時期は、2011年(平成23年)12月以降、静岡県及び熱海市が、Cに対し、引き続き、赤井谷地区からの土砂流出防止のための工事を行うよう要請するとともに、赤井谷地区の周辺地域において、静岡県がCによる産業廃棄物の投棄等に関する行政指導を行っていた時期になります。

【9ページ目】

- 熱海市は、2011年(平成23年)10月19日、A社が同年10月以降、赤井谷地区の防災対策工事を中断していたため、A社に対し、赤井谷地区の残土処理を含む防災対策にかかる今後の対応を熱海市と協議するよう求める文書を送付しました。
- これに対し、A社は、熱海市に対し、何らの回答も行わず、熱海市は、A社との連絡をとることが一層困難となりました。このため、熱海市は、2011年(平成23年)11月18日、C、C代理人Kらと赤井谷地区の現場で協議を行い、工期を2012年(平成24年)1月末とし、熱海市において、赤井谷地区出入口へのバリケード設置等を行うとともに、現所有者らにおいて、①事業地北側法面の整地、②排水口の口径の拡大、③事業箇所全体の緑化等の事業を行うことを合意しました。
- そこで、熱海市は、C代理人Kとの交渉を経て、2012年(平成24年)2月7日、静岡県と協議しつつ、Cに対し赤井谷地区の追加防災工事を施工するよう要請する文書を発出しました。

- これに対し、Cが、熱海市に対し、平成24(2012年)年6月までに赤井谷地区の追加防災工事を完了する旨約束し、A社が防災工事として行った沈砂池の箇所へコンクリートで構造物を造る等の提案を行いました。Cは、その大半を実行しませんでした。
- そこで、熱海市と静岡県を担当者が、2012年(平成24年)10月19日、Cの関係先を訪問し、Cに対し、早急に赤井谷地区の追加防災工事を行うよう要請しました。これに対し、Cは、赤井谷地区の土砂流出防止工事等を行うことを言明しましたが、実際には、殆ど実行しませんでした。
- このような状況の中、熱海市は、本件地区からの土砂流出の有無を確認するため、定期的に本件地区をパトロールするとともに、大型台風等により、赤井谷地区に大量の降雨があった直後にも、赤井谷地区の状況を確認していましたが、Cが赤井谷地区に行った植栽作業等により、本件地区の緑地化が進行し、赤井谷地区の土砂崩落が殆ど発生していない状況が継続して確認されました。
- このように、赤井谷地区の土砂崩落が確認できないまま、本年7月3日の土石流の発生に至りました。
- なお、静岡県土採取等条例は、実際に盛土等を行った事業者に対して、措置命令等の法的措置を講じることができる旨の規定を設けていましたが、当該土地の所有者に対する実効性ある措置は法令上規定されていませんでした。

【赤井谷地区の隣接区域関連の各文書について】

- これまで赤井谷地区関連の文書から整理できる事実関係についてご説明をさせていただきましたが、次に赤井谷地区の隣接区域関連の文書から整理できる事実関係についてご説明致します。
- 内容に入る前に、各関係者の説明を致します。
- もう一度2ページ目をご覧ください。
- まず、②太陽光発電施設箇所の関係者についてご説明致します。
- C者は赤井谷地区のときと同様の現土地所有者です。M社は、太陽光発電施設の施工者です。N社は、太陽光発電施設の事業者になります。P社は、施工者であるM社の下請け業者です。
- 次に、③緊急伐採の関係者についてご説明致します。C者は先ほどと同様の現土地所有者です。M社は、森林伐採をした施工者です。
②太陽光発電施設工事の施工者でもあります。
- 次に、⑦土砂投棄の関係者についてご説明致します。
- C者は先ほどと同様の現土地所有者です。O社は現土地所有者の申請代理人です。

- それでは、内容に関するご説明に入ります。
- 熱海市が、赤井谷地区及びその隣接区域において、土砂流出等が発生していないか、継続してパトロールを実施していたことは先ほどご説明させていただいたとおりです。

【10 ページ目】

- 2016年(平成28年)6月23日、熱海市が赤井谷地区及びその隣接区域をパトロール中、「②太陽光発電施設」地区において、樹木の無届伐採が行われていることが確認されるとともに、熱海市が、静岡県からの通報を受けて、静岡県とともに、「③緊急伐採」地区に赴いたところ、M社が同地区において、重機を搬入し、土地の造成等を行っていることが確認されました。
- そこで、熱海市は、静岡県と協議の上、M社の作業員から事情を聴取し、現土地所有者Cの関連会社であるN社が、「②太陽光発電施設」地区に太陽光パネルを設置することを目的として、樹木の伐採及び土地の造成等を行っていることが判明しました。
- このため、熱海市は、静岡県と協議の上、C、事業者N社及び施工者M社に対し、所要の届出を行うよう指導しました。

【11 ページ目】

- C、N社及びM社は、それぞれ、2016年(平成28年)9月以降、森林法に基づく緊急伐採届等を提出し、その後も、熱海市風致地区条例に基づく工期の変更等にかかる許可申請書を熱海市に提出しましたが、M社が、熱海市風致地区条例の許可申請書に記載のない工事を行うなどしたため、熱海市は、C及びN社に対し、宅地造成等規制法及び熱海市風致地区条例等に基づく行政指導を継続して実施し、赤井谷地区の隣接区域における開発工事を適切に行うよう

指導していました。

- 2018年(平成30年)12月の指導以降、赤井谷地区の隣接区域における開発工事は中断したままの状態となっていました。

【12ページ目】

- その後、本年6月11日に「⑦土砂投棄」地区において市民の方から土砂運搬車両の通行に係る通報を受けました。これを踏まえ、C及びO社に事情聴取を行い、市風致地区条例と県土採取等規制条例に基づく報告を求めるとともに、森林法違反に対する嚴重注意と今後の法令順守について指導書を発出しました。
- このような最中、本年7月3日に赤井谷地区で土石流災害が発生し、赤井谷地区の隣接区域への進入路が通行不能となっており、赤井谷地区の隣接区域における開発工事の再開の目途は立っていません。

3. 熱海市の所見

- 以上が、情報公開条例に基づき開示する文書の概要になります。最後に熱海市としての所見についてお話させていただきます。
- 今回の災害は、人災としての側面も否定できません。本市の対応に問題がなかったか、真摯に向き合うことが必要であり、最終判断は司法機関に委ねざるを得ないと考えています。
- 事実の真偽の判断には、静岡県が提案されているように、独立した立場にある第三者のご意見を踏まえる必要があると考えています。また、最終的には司法機関の判断に委ねざるを得ない事案との認識から、本市は、司法機関の審理に積極的に協力することは言うまでもありません。
- したがって、私が、熱海市の資料等に基づき、先程ご説明させて頂いた事実経過についても、熱海市が本件に関し行った対応と認識した事実関係を説明させて頂いていることをご理解頂きたいと思っております。
- 熱海市が、A社やCと対峙するにあたり、熱海市の採りうる対応は、静岡県土地採取等条例上の権限に限られています。残土は再利用が可能という理由で投棄を直接的に規制する法律はなく、現状は各自治体の条例によるばらついた規制にゆだねられ、規制の弱いエリアに悪徳事業者が流れていくという状況が存在することは否定できません。
- こうした問題意識から、私は、当時の菅首相に直接、残土の投棄に関する法規制の厳格化をお願いしました。
- 熱海市を代表する立場から申し上げれば、熱海市の職員は、このような限られた権限の中で、万が一にも、熱海市住民の生命・身体・

財産への危険が生じることがないように、粘り強くA社やCと対応していたと考えています。

- 私が、本件に関し、熱海市の決裁文書に押印し、熱海市の対応を承認・了承したのは、熱海市担当者から、A社が熱海市の行政指導に応じない場合には、A社に対し、静岡県土地採取等条例に基づく措置命令を発動したいとの相談があったときになります。
- しかし、その後A社が、不十分ながら、赤井谷地区の防災工事を実施したこと、Cも赤井谷地区の追加防災工事を行う旨言明していることを理由に、措置命令の発動を見合わせる旨の報告を熱海市担当者から受けました。
- 今から思えば、A社及びCの対応は、行政側の厳しい対応を避けるための巧妙な手口であったと言わざるを得ず、悔しい思いがあることは事実ですが、だからといって、当時の熱海市の担当者の判断が誤っていたとまでは言えないのではないかと考えています。静岡県土地採取等条例に基づく熱海市の権限（許可ではなく届出で、土地所有者に対する実効性のある措置は規定されておらず、罰則も20万円以下）は、あまりに限られていたからです。
- なお、私が、A社やCと親密な関係にあったとの報道が一部にみられますが、そのような事実は断じてありません。この場を借りて強く申し上げさせていただきます。
- 引き続き、今回の災害の原因究明と赤井谷地区の隣接地区における課題につきまして、全力を尽くしていくことで被害者の皆様に報いていく決意です。